

分権改革推進プログラムに係る主要論点項目

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1 環境行政のあり方 | 11 産地育成や施設整備に対する関与のあり方 |
| 2 自然公園、レクリエーション施設等に係る役割分担 | 12 農業改良普及事業のあり方 |
| 3 福祉事務所業務の町への移管 | 13 農林水産業関係の規制・監督行政のあり方 |
| 4 保健所業務の市などへの移管 | 14 農林水産業関係の基盤整備のあり方 |
| 5 児童相談業務等のあり方 | 15 土木建築部関係の基盤整備のあり方 |
| 6 社会福祉施設における行政と民間の役割分担 | 16 都市・建築行政のあり方 |
| 7 中小企業等への金融支援、経営指導のあり方 | 17 義務教育のあり方 |
| 8 産業振興施策のあり方 | 18 生涯学習のあり方 |
| 9 雇用労働施策のあり方 | |
| 10 農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方 | |

分権改革推進プログラムに係る主要論点

No.	部	事業	取組	施策等	左の内容
1	環境生活部	環境行政のあり方	■環境行政は広域にわたるものとして、県が多くの役割を担っているが、施設、事業場を対象とする事務や生活排水対策など地域限定的な事務もあり、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、住民に密着した事務については、基礎的自治体への事務移譲及び国への制度見直しの要望等を検討する。	岩手県「あるべき地方の姿」報告書（H13.11）	広域的自治体は、産業廃棄物、広域的な衛生監視、公害対策を、基礎自治体は、一般廃棄物対策、衛生指導、公害監視を処理するのが適切。
2	環境生活部	自然公園、レクリエーション施設に係る役割分担	■地域の指定や公園計画の策定等、広域的視点で行う事務もあるが、個別の公園事業や行為の許可については、市町村の区域内で完結するものがある。市町村等への管理・事務委託により地域における管理運営が定着している施設については、県と基礎的自治体との役割分担を再整理し、施設の譲渡も含めて、基礎的自治体への事務移譲、国への制度見直しの要望等を検討する。		
3	福祉保健部	福祉事務所業務の町への移管	■福祉事務所業務の町への移管を検討 ・生活保護事務をはじめ、諸手当の給付や福祉に関する相談など、対人サービスを主として行う福祉事務所について、町への設置促進のあり方を検討 ・町への設置が困難な場合、県の所管する町に係る業務について最寄りの中心となる市への事務委託を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地制調 H15.4.30）	地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点から、引き続き、市や町への事務事業の移譲を検討すべき。 なお、国においては、町村が福祉事務所を設置する場合の都道府県の同意を要する協議について、廃止の方向で検討中 地方制度調査会中間報告による「少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務は、原則、すべての基礎的自治体で処理できる体制を構築する必要がある。」との意見を踏まえ、検討すべき。
4	福祉保健部	保健所業務の市などへの移管	■保健所業務の市への移管を検討 ・身近な基礎的自治体で保健医療・福祉の一体的かつ総合的な推進を図る観点から、現行の設置要件を緩和し、一定規模の市への保健所設置や広域連合、一部事務組合による保健所設置が可能となるよう制度のあり方を検討 ・保健所設置が困難な場合、県保健所の所管する市町に係る業務について最寄りの保健所設置市への事務委託を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点から、引き続き、市や町への事務事業の移譲を検討すべき。
5	福祉保健部	児童相談業務等のあり方	■児童相談業務等のあり方の検討 ・地域における福祉サービスを総合的に行うため、住民に身近な市や町が主体的に相談・助言から個々のニーズに応じた対応が行える仕組みを検討 (例) 児童相談等の市町への関与のあり方 民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など福祉関係相談員設置のあり方	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地制調 H15.4.30）	児童福祉サービスの提供体制について、児童相談所のあり方を含め、現在、国において検討中 地方制度調査会中間報告で「少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務は、原則、すべての基礎的自治体で処理できる体制を構築する必要がある。」との意見を踏まえ、検討すべき。

分権改革推進プログラムに係る主要論点

No.	担当部	課題	内容	関係する資料	その内容
6	福祉保健部	社会福祉施設における行政と民間の役割分担	■社会福祉施設における行政と民間の役割分担 ・社会福祉法人、市町村等の設置する社会福祉施設の整備状況や施設利用実態も踏まえ、県立社会福祉施設の設置運営について、社会福祉法人等との役割分担を検討	国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針（閣議口頭報告：H14.12.24）	「改革と展望」の期間中における対処方針中（民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築） 「社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、平成15年度にその調査結果を地方公共団体に対して周知を行うことにより地方公共団体による多様な公立施設の運営を支援する」との意見を踏まえ、検討すべき
7	商工労働部	中小企業等への金融支援、経営指導のあり方	■県費預託融資制度 ・金融機関と協調して、県内中小企業が必要とする資金を長期・低利で円滑に供給するための融資制度であるが、金融機関等との役割分担を含め、企業が真に必要な資金支援のあり方を検討 ■経営改善普及事業 ・小規模事業者の経営改善の支援のため、商工会、商工会議所、県商工会連合会の経営指導員等(458人)の件数補助を行っている(2,660百万円)。市町村合併に連動する商工会や商工会議所の合併も想定される中、県の関与のあり方を検討	「地方分権改革推進会議ヒアリングディスカッション資料」（構想日本：H14.10.4） 「中小企業政策審議会 小規模企業政策小委員会（とりまとめ）」（H11.9.6）	○4県でモデル的に事務事業の仕分けを行った結果、全ての県で、商工労働分野の80%前後の事業は、民間又は必要に仕分けされ、他の分野に比べ、その比率が圧倒的に多い。 ○経営改善普及事業の実施に当たっては、国と地方自治体の相互の政策の連携が必要であるが、今後は国と地方自治体を対等の政策主体と捉えた上で、基礎的な経営改善普及事業と地域経済の活性化のための事業については、地方分権の流れの中で基本的には地方自治体の事業として地域の自主性に委ねる部分を拡大する方向で検討を進めることが適当である。
8	商工労働部	産業振興施策のあり方	■既存産業の振興策 ・工業技術センター等による技術支援、研究開発補助、地場産業振興補助、販路開拓支援、産学官連携などを行っているが、県の関与のあり方を検討 ■新規産業の創出策 ・新規創業やベンチャー育成について、県の関与のあり方を検討 ■企業誘致の展開 ・企業立地件数が激減する中で、従来からの企業誘致政策の転換が求められており、基礎的自治体も含めた企業誘致戦略の再構築について検討 ■観光産業の振興 ・観光振興における県の役割を明確にするとともに、市町・県観光連盟との役割分担、連携策を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30） 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（地方制度調査会：H15.4.30）	○中小企業に関する国と地方の役割分担を精査して、国の役割を重点化し、中小企業に係る国の補助金を全国的規模・視点への集中を図るなどにより、地方公共団体に対する補助金の廃止・縮減、一般財源化を図る。 ○東京圏と地方圏の経済格差の是正が引き続き求められる状況も踏まえ、国の経済政策と相まって、ローカルなレベルでの産業、雇用政策が強力に推進される必要があり、都道府県は、そのような役割を積極的に担うべきである。
9	商工労働部	雇用労働施策のあり方	■雇用労働行政の効率的な執行体制 地方事務官制度が廃止され、厚生労働省の地方機関として広島労働局が設置されており、雇用労働行政は、基本的に国が一元的に担うべき業務として整理されている。一方で、雇用対策法の改正により、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実状に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされており、国からの事務の移管も含め、雇用対策・職業安定行政・職業訓練における県の役割、基礎的自治体の関与のあり方を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」（地方分権改革推進会議：H14.10.30）	○高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行う。（P20）

分権改革推進プログラムに係る主要論点

項目	分野	内容	関係機関	主な内容
10	農林水産部	農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方	農村地域の土地利用に関する法令等に基づく事務事業について、農業委員会や農業会議等の果たすべき役割の検討も含めて県と基礎的自治体との役割分担を検討し、基礎的自治体が総合的な土地利用を図っていくよう、事務・事業のあり方を検討	地方分権改革推進会議の地方団体ヒアリングにおける地方三団体からの要望事項 「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30) 「基本方針2003」「国庫補助負担金等整理合理化方針」
11	農林水産部	産地育成や施設整備に対する関与のあり方	産地育成等の計画づくりや出荷等の調整・指導などの事務事業のあり方を検討し、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 基礎的自治体が、その産業振興施策として地域の実状を踏まえ、企画立案から施設整備補助等の実施まで一貫した事業実施ができるよう、事務・事業のあり方を検討	米政策改革大綱(H14.11農林水産省) 生産調整に関する研究会報告(H14.12) 「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30) 「基本方針2003」「国庫補助負担金等整理合理化方針」
12	農林水産部	農業改良普及事業のあり方	農家に対する経営指導や技術指導、担い手育成等に関する事務事業について、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 産地づくりの支援等のため、高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要となる場合の県と基礎的自治体の役割分担を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30)
13	農林水産部	農林水産業関係の規制・監督行政のあり方	規制・監督行政について、目的を達成したと考えられるものや、民間に委ねることが可能なものについて、県独自に対応できるものについては規制の撤廃や事務の簡素化を行うとともに、必要な場合は国に対して制度改正を要望 農協等に対する常例検査等については、効率的な業務の執行方法や外部専門家の活用等を検討	
14	農林水産部	農林水産業関係の基盤整備のあり方	農林水産業の生産基盤整備や農山漁村の生活環境整備について、基礎的自治体が企画・立案から整備後の管理まで一貫した事業実施ができるよう、事務・事業のあり方を検討 県土の保全に関する事業(農地・森林・海岸の保全や災害対策に関する事業)について、県と基礎的自治体の役割分担を検討	地方分権改革推進会議の中間論点整理(H14.3.28)に対する地方6団体の受け止め等調査 「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30)

分権改革推進プログラムに係る主要論点

No.	部会	論点	関係機関	その内容
15	土木建築部	土木建築部関係の基盤整備のあり方 ■道路の整備・管理 - 道路利用者及び地域住民の視点から、今後の整備のあり方を検討 - 円滑な交通、物流の効率化、ライフラインの安定確保の観点から、道路ネットワークの整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討 ■地方港湾の整備・管理 - 地域の交通やまちづくりの観点から、基礎的自治体の総合的な整備・管理への関与のあり方について検討 ■河川、砂防等の整備・管理 - 安全な生活を確保する観点から、河川、海岸、土砂災害防止等の整備・管理のあり方について、国、県、基礎的自治体の役割分担を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30) 「地方分権改革推進会議に対する意見」(全国知事会：H14.9.3) 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例	○社会資本の整備は相当程度進展したとの認識をもって、今後、受益と負担の関係を明確化し、社会資本の管理主体が個別の事業ごとのニーズや費用対効果に基づいて事業の要否を自らの責任において判断し、執行する体制を確立していかなければならない。(P31) ○道路については、市町村道のうちその効果が市町村内にとどまるものへの国庫補助負担事業は原則として廃止・縮減すべき(P47) ○今後の地方港湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責任と財源で実施していく体制を確立する方向で検討すべき(P48) ○河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、…採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。…その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべき(P47) ○河川については、一級河川の指定について見直した上で、国の事務は一級河川のうち、流域が2以上の都府県の区域にわたり、かつ、その管理について国家的見地から特に広域的調整を必要とするものに限定し、それ以外は地方公共団体の自治事務として管理すべきである。
16	土木建築部	都市・建築行政のあり方 ■許認可事務 - 開発行為の許可、宅地造成事務、建築確認等の許認可のうち、地域の自主性を尊重したまちづくりを進める上で、基礎的自治体への移譲が必要な事務権限について検討 ■県営住宅 - 既存の県営住宅については、民間委託を含めて管理のあり方を検討 - 新たな公営住宅の建設については、地域の自主性の観点から、県の関与のあり方を検討 ■都市公園 - 地域の主体的な管理運営のあり方を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30) 「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」(地制調：H15.4.30)など	○都市計画…の在り方については、…制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討(P38) ○公営住宅については、…改善事業と建設事業との事業費の配分や小規模な改善事業の実施に関して地方公共団体の自主性に委ねていく方向で、国が整備・管理等に関与すべき範囲等を検討すべき(P48) ○都市公園については、…効果が一市町村の範囲内にとどまるものは、…小規模なものから国庫補助事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市公園等に重点化していくことを検討すべき(P48)
17	教育委員会	義務教育の在り方 ■公立の小中学校については、市町村に設置義務があり管理運営を行っているが、学級編成はいわゆる「標準法」に基づき、全国一律に定められるとともに、この基準によって配置した教職員の給与等は県が支出し、その一部を国が負担する制度(義務教育費国庫負担金)となっている。この制度によって、国民誰もが全国どこでも基礎的な資質を培うための義務教育を受けることが可能となっているが、設置管理者と費用負担者が一致していないことも一因となって、小規模校の統廃合が進まず、教育内容面の課題や非効率な学校運営が継続されているケースがある。さらに、少人数指導など地方の主体性に基づいて実施するための条件整備を進める上で、義務教育に要する経費の負担のあり方と本県が多く抱える小規模校の問題を併せて検討する必要がある。	「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30)	地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し定額化、交付金化に向けた検討を行うべきである。 その他、国庫負担金の一般財源化、政令指定都市の県費負担教職員制度の見直し、学級編成基準の設定権限の移譲など、広範な議論
18	教育委員会	生涯学習の在り方 ■生涯学習については、地域の個性を生かすために、基礎的自治体や民間の自主的・主体的取組みによって行われるよう、県立の社会教育施設のあり方も含め、県の関与のあり方を検討	「事務・事業のあり方に関する意見」(地方分権改革推進会議：H14.10.30)	生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮小する方向で見直す。関連する国庫負担事業については、平成15年度から順次縮減する。